

令和 7 年度

直轄農業水利施設放射性物質対策事業

大柿ダム等水質監視システム観測計器撤去その他工事

特 別 仕 様 書

東 北 農 政 局

第1章 総則

令和7年度直轄農業水利施設放射性物質対策事業大柿ダム等水質監視システム観測計器撤去その他工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」といふ。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）といふ。」）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、直轄農業水利施設放射性物質対策事業等により請戸川地区内の農業用水の水質監視を目的に設置された水質監視設備機器の撤去及び点検・整備を行うものである。

2. 工事場所

福島県双葉郡浪江町大字室原地内他

3. 工事概要

本工事は、請戸川地区の大柿ダム及び幹線用水路分水工に設置済みの濁度計（水中検出器）の撤去及び点検・整備工事で、その概要は次のとおりである。

（1）水質監視設備撤去

- 1) 大柿ダム取水設備 昇降式濁度計 1箇所
- 2) 川房川分水工 固定式濁度計 1箇所

（2）水質監視設備点検・整備

- 1) 大柿ダム管理事務所 水質監視設備 1箇所
- 2) 矢具野観測所 固定式濁度計 1箇所

4. 工事数量

別紙一「工事数量表」のほか、第8章設計、第9章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の撤去及び点検整備で、撤去については既設備を撤去し場外への運搬・処分まで、点検整備については、点検・整備（機器校正含む）・試運転調整までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場作業日数の工事期間には雨天、休日等52日を見込んでいる。
(なお、休業等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。)

2. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている117日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

3. 帰還困難区域内の作業に伴う遵守事項

（1）帰還困難区域内での安全管理

本工事の帰還困難区域内での作業に係る安全管理は、共通仕様書(土)に定めるほか、別紙－3「帰還困難区域内における工事の作業安全管理に係る仕様書」（以下「安全管理仕様書」という。）を遵守しなければならない。

（2）帰還困難区域への立入り手段

立入りは、後述の（3）の①により予め立入りを認められたバス、自家用車若しくはこれに準ずる自動車（以下「立入り車両」という。）によるものとする。

（3）帰還困難区域への立入り要件

- ① 原子力災害現地対策本部が発行する帰還困難区域に係る通行証の交付等の事務手続きについては、発注者が行うので、受注者は予め立入る者の「所属、氏名、連絡先」及び立入り車両の「車名、色、ナンバー」を提出し、承諾を得ること。
- ② 立入りにあたっては、監督職員の承諾後作業に着手するものとする。
- ③ 立入者の受けける線量が1回の立入りあたり最大 $80\mu\text{Sv}$ を超えてはならないものとする。

（4）立入りに関するリスクの周知

受注者は、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在することについて十分認識し、立入者に十分注意喚起を行うこと。

（5）立ち入る際の装備

立入りを行う作業場所は、平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、土壤の放射性物質濃度が1万Bq/kgを超える現場条件を想定している。なお、立入りを行う前に平均空間線量率及び土壤の放射性物質濃度の測定等を実施するものとし、詳細は監督職員が指示する。

立ち入る際は放射性物質の吸入及び汚染防止のために以下の装備を着用することとする。なお、立入りを行う前に実施する平均空間線量率及び土壤の放射性物質濃度の測定において、平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、土壤の放射性物質濃度が1万Bq/kgを下回った場合は、監督職員から装備の変更を指示する。

① 個人線量計

放射線量は、立入り毎に立入者が測定し、本項（7）に示す立入者の被ばく線量等管理簿（以下「管理簿」）へ本人が記入するものとする。

② 防塵マスク

防塵マスクは捕集効率80%以上とし、1日使い捨てとする。

また、購入にあたっては、予め監督職員の承認を得るものとする。

(6) スクリーニング

スクリーニングについては、安全管理仕様書 第6条による。

(7) 管理簿の作成

管理簿については、安全管理仕様書 第5条による。

(8) その他

本項（2）から（7）に係る内容の詳細については、初回打合せにおいて監督職員と確認するものとする。その他不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

4. 作業員等の被ばく線量管理と作業時間の制限

本工事は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域内における作業を含むことから、作業の効率化を図り作業員等の帰還困難区域内の滞在期間を出来る限り短くしなければならない。

作業員等の被ばく線量管理と作業時間の制限については、安全管理仕様書によるものとする。なお、本工事における賃金対象時間は、1日当たり8時間、実働9時間拘束としている。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す業務の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

請戸川地区放射性物質モニタリング調査業務

（令和7年4月23日～令和8年3月19日）

2. 第三者に対する措置

既設構造物、既設電気設備等及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。また、本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 関係機関との調整

工事の施工に当たっては、大柿ダム管理設備を運用しながらの施工である。

このため、施設管理者（操作委託者）と調整を行い運用に与える影響を最小限になるよう細心の注意をもって施工すること。

4. 安全対策

共通仕様書（土）3-2-2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施

設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

5. 搬入路

現場への搬入路は4.0 t ユニック車の進入が可能である。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1－1－7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別途監督職員が指示する。

第7章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名 平成26年度 請戸川地区汚染拡散防止対策実施設計業務報告書
平成28年度 請戸左岸幹線用水路水質監視施設測量設計業務報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局農村振興部防災課
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第8章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章第2項に示す機器構成に基づき設計図書及び第7章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

- (2) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書及び第7章第1項の貸与する資料等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めるべきである。
- (3) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (4) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (5) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (6) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 機器構成

(1) 水質監視システムの構成（現況）

① 水質監視システムの機器構成及び施工区分は、以下のとおりである。

区分	大柿ダム 管理事務所 監視操作設備	大柿ダム 取水設備 (昇降式)	大柿ダム 取水設備 (固定式)	大柿ダム 放流設備 (固定式)	昼曾根 観測所 (固定式)	矢具野 観測所 (固定式)
水中検出器	—	1基	4基	1基	2基	2基
データ伝送盤	—	○	○	○	○	○
昇降装置	—	○	—	—	—	—
保護管	—	—	○	○	○	○
UPS 交換	○	—	—	—	—	○
施工区分	点検・整備	撤去	施工対象外	施工対象外	施工対象外	点検・整備

区分	請戸 分水槽 (固定式)	立野 分水工 (固定式)	四栗 分水工 (固定式)	川房川 分水工 (固定式)	金谷川 分水工 (固定式)	犬塚 分水工 (固定式)
水中検出器	2基	2基	2基	2基	2基	2基
データ伝送盤	○	○	○	○	○	○
保護管	○	○	○	○	○	○
施工区分	施工対象外	施工対象外	施工対象外	撤去	施工対象外	施工対象外

② 整備内容

区分	整備内容	備考
・濁度検出部	分解・清掃・調整	工場持込整備
・ワイヤーユニット	分解・清掃・調整	
・ケーブル等付属品	点検	

(2) 大柿ダム取水設備（昇降式）

番号	名 称	数量	備 考
1)	水中検出器	1基	
①	水中検出器本体	1台	濁度、水温、DO、水位
②	干出・着底検出器	1台	
③	昇降台車	1台	ガイドレール含む
2)	昇降装置	1式	
①	電動ワインチ	1台	
②	専用ケーブル	1本	約 50m
③	転向滑車	2組	支柱含む
3)	データ伝送盤（自動昇降）	1式	
①	本体	1台	自営光ケーブル通信

(3) 大柿ダム放流設備

番号	名 称	数量	備 考
1)	水中検出器	1基	
①	水中検出器本体	1台	濁度、水温、DO
②	吊下金具	1台	
③	専用ケーブル	1本	5m 程度
④	中継箱	1台	検出器 2 台型、RS-485 リピータ付
⑤	保護管	1本	
2)	データ伝送盤(放流口)	1式	
①	本体	1台	自営光ケーブル通信

(4) 矢具野観測所

番号	名 称	数量	備 考
1)	水中検出器	2基	検出部 2 重化
①	水中検出器本体	2台	濁度、水位
②	吊下金具	2台	
③	専用ケーブル	2本	5m 程度
④	中継箱	1台	検出器 2 台型、RS-485 リピータ付
⑤	保護管	2本	
2)	データ伝送盤	1式	
①	本体	1台	NTT 契約回線

(5) 幹線用水路分水工(川房川) 1箇所あたり

番号	名 称	数量	備 考
1)	水中検出器	2基	検出部2重化
①	水中検出器本体	2台	濁度、水位
②	吊下金具	2台	
③	専用ケーブル	2本	5m程度
④	中継箱	1台	検出器2台型、RS-485リピータ付
⑤	保護管	2本	
2)	データ伝送盤	1式	
①	本体	1台	NTT契約回線

第9章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書(施)第2章「機器及び材料」及び第13章「水管理制御設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書(施)第3章「共通施工」及び第13章「水管理制御設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書(施)第13章「水管理制御設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。

2. 設備仕様(現況設備設置時)

(1) 水中検出器(昇降式:大柿ダム取水設備)

水中検出器(以下「本機器」という。)は、大柿ダムインクライン設備の階段部において、昇降装置により昇降可能な構造とし、水中検出器により濁度、水温、溶存酸素、水位を計測するものとする。

① 構成

本機器は、濁度、水位、水温、溶存酸素、干出・着底検出部、信号伝送部、昇降台車及び昇降装置より構成するものとする。

② 設備仕様

a. 濁度検出部

- (a) 測定方式: 後方散乱光方式
- (b) 測定範囲: 0~1000 mg/l (ホルマジン)
- (c) 精 度: 土2% F.S 以内
- (d) 洗浄方式: 回転式ワイパゴムによる自動洗浄

b. 水位検出部

- (a) 測定方式: 半導体圧力センサ方式
- (b) 測定範囲: 0~50m

- (c) 精 度 : ±0.5 %FS
- c. 水温検出部
 - (a) 測定方式 : 白金測温抵抗体方式
 - (b) 測定範囲 : -10~40 °C
 - (c) 精 度 : ±0.2 °C
- d. 溶存酸素検出部
 - (a) 測定方式 : 蛍光式
 - (b) 測定範囲 : 0~20 mg/l
 - (c) 精 度 : ±2% F.S 以内
 - (d) 洗浄方式 : 回転式ワイパブラシによる自動洗浄
- e. 信号伝送部
 - (a) 測定信号 : 濁度、水温、溶存酸素、水位、干出、着底
 - (b) 出力信号 : デジタルシリアル信号(RS-485)
 - (c) 漏水検出方式 : 電極式
- f. 耐圧容器
 - (a) 主材質 : MC901(ナイロン樹脂)
 - (b) 耐水圧 : 0.49MPa(水深50m相当)
- g. 干出・着底検出部
 - (a) 測定方式 : フロート方式/無接点スイッチ
 - (b) 主材質 : MC901(ナイロン樹脂)
 - (c) 耐水圧 : 0.49MPa(水深50m相当)
- h. 昇降台車
 - (a) 主材質 : SUS304
 - (b) 機能 : 各検出器のガイドワイヤへの保持、流木などへの保護
 - (c) その他 : ローラー(POM(ナイロン樹脂))付き
 - (d) 付属品 : ガイドレール及び架台(図面参照)
- i. 昇降装置
 - (a) 電動ワインチ
 - ア. 構造 : 屋外用自立防滴型
 - イ. 昇降速度 : 上昇5m/min程度、下降1m/min程度
 - ウ. 卷取方式 : ドラム溝及びケーブルさばきによる整列巻
 - エ. 電動機 : 全閉外扇三相誘導電動機、電磁ブレーキ付
3φ、AC200V、インバータ駆動、0.2 kW (連続定格)
 - オ. 監視項目 : 過剰繰出検出、過剰巻上検出、最下層検出
 - カ. 主材質 : SS400他
 - (b) 専用ケーブル
 - ア. 材質 : SUS316二重外装ケーブル(ダブルアーマードケーブル)
 - イ. 外径 : 約Φ5.7mm
 - ウ. 破断荷重 : 約17kN(約1.7ton)
 - エ. ケーブル長 : 50m程度
 - オ. その他 : 検出部の接続は、ゴム製防水コネクタを使用する。

(c) 転向滑車

ア. 材質： MC901 (ナイロン樹脂)

イ. 滑車径： 約 ϕ 400mm

(2) 水中検出器 (保護管式：大柿ダム取水設備・放流設備、流入河川観測局)

水中検出器（以下「本機器」という。）は、大柿ダム取水設備、放流設備、昼曾根水位観測局、矢具野水位観測局において、各地点に設置した保護管式の水中検出器により濁度、水温、溶存酸素、水位を計測するものである。

① 構成

本機器は、濁度、水位、水温、溶存酸素検出部及び、信号伝送部より構成するものとする。

② 設備仕様

a. 濁度検出部

(a) 測定方式： 後方散乱光方式

(b) 測定範囲： 0～1000 mg/l (ホルマジン)

(c) 精度： $\pm 2\%$ F.S 以内

(d) 洗浄方式： 回転式ワイパゴムによる自動洗浄

b. 水位検出器

(a) 測定方式： 圧力センサ方式

(b) 測定範囲： 0～5m

(c) 精度： $\pm 0.2\%$ FS

c. 水温検出器

(a) 測定方式： 白金測温抵抗体方式

(b) 測定範囲： $-10\sim40\text{ }^{\circ}\text{C}$

(c) 精度： $\pm 0.2\text{ }^{\circ}\text{C}$

d. 溶存酸素検出器

(a) 測定方式： 蛍光式

(b) 測定範囲： 0～20 mg/l

(c) 精度： $\pm 2\%$ F.S 以内

(d) 洗浄方式： 回転式ワイパブラシによる自動洗浄

e. 信号伝送部

(a) 測定信号： 濁度、水位、水温、溶存酸素

※1) 濁度は共通

※2) 水温及び溶存酸素は大柿ダム取水設備及び放流設備

※3) 水位は昼曾根・矢具野観測局

(b) 出力信号： デジタルシリアル信号(RS-485)

(c) 漏水検出方式： 電極式

f. 耐圧容器

(a) 主材質： MC901 (ナイロン樹脂)、POM (ナイロン樹脂)

※1) MC901 (ナイロン樹脂) は、大柿ダム取水設備及び放流設備

※2) POM (ナイロン樹脂) は、昼曾根・矢具野観測局

(b) 耐水圧： 0.49MPa(水深50m相当)、0.1MPa(水深10m相当)
※1) 0.49MPa(水深50m相当)は、大柿ダム取水設備
※2) 0.1MPa(水深10m相当)は、大柿ダム放流設備及び
昼曾根・矢具野観測局

g. 吊下金具

- (a) 主材質： SUS304
- (b) 機能： 検出器の保護管への挿入
- (c) その他： ローラー(POM(ナイロン樹脂))付き

h. 専用ケーブル

- (a) ケーブル種： クロロプレンケーブル
- (b) 芯線数・外形： 4芯、直径約10mm
- (c) 長さ： 約5m

i. 中継箱

- (a) 入力ケーブル： 水中検出器専用ケーブル×1本
- (b) 出力ケーブル： 制御ケーブル(市販品CEV-Sケーブル)
- (c) 内蔵機器： RS-485リピータ、避雷器、端子台
- (d) 収納盤：
※1) 大柿ダム取水設備
SUS製 完全防水型(0.49MPa(水深50m相当))
約250(W)×300(H)×120(D)
※2) 大柿ダム放流設備、昼曾根・矢具野水位観測局
SUS製 防塵型、約500(W)×300(H)×120(D)

j. 保護管

- (a) 材質： SUS304
- (b) 尺法：
※1) 大柿ダム取水設備
250A×L600(検出器1台につき)
※2) 大柿ダム放流設備
頂部 250A×L1750(検出器1台につき)
底部 250A×L3500(検出器1台につき)
※3) 昼曾根水位観測局
250A×L1300(検出器1台につき)
※4) 矢具野水位観測局
250A×L1500(検出器1台につき)
- (c) 付属品： 蓋、固定金具

(3) 水中検出器(保護管式：幹線用水路分水工)

1) 濁度検出部

- 検出方式： 透過光・散乱光演算方式
- 測定範囲： 0～100度
100～1000度
- 精度： 0～100度±2%(F.S.)
100～1000度±2%(F.S.)
自動2段切り替え(JIS K-0101カオリン基準)

光 源： L E D 光束監視制御機構付
光 束 径： $\phi 17\text{mm}$ (透過光・散乱光演算)
ライトパス： 40mm (透過光・散乱光演算)
ガラス面洗浄方式：ワイパー式自動洗浄方式（水位追従ワイパー停止機能付き）
耐 水 壓： 2.94Mpa (30kg/cm²) 以上
保護筒材質： S U S 3 0 4
保護筒表面処理： 酸洗い処理

2) 濁度水温検出部ケーブル

構 造： キャプタイヤケーブル
外 径： 約8mm
芯 線 数： 6芯

3) 水位検出部

検出方式： 半導体圧力センサ式
測定範囲： 0.0~5.0 m
精 度： $\pm 0.5\%$ (F.S.)

4) 水位検出部ケーブル

構 造： ポリウレタンケーブル
外 径： 約8mm
芯線数： 4芯シールド（大気解放パイプ入り）

5) 水密コネクター

シール方式： Oリングによる外圧シール方式
耐 水 壓： 2.94MPa (30kg/cm²) 以上
材 質： S U S 3 0 4
表面処理： 酸洗い処理

6) 吊下金具

形 状： 円柱型
材 質： S U S 3 0 4
表面処理： 酸洗い処理
そ の 他： 保護管200A用

7) 専用ケーブル

構 造： ポリウレタンシースケーブル
外 径： 約8mm
芯 線 数： 8芯

8) 中継箱

規 格： 防塵型ステンレスボックス
材 質： S U S 製
内蔵機器： 多重伝送装置、避雷器

第10章 据付

1. 一般事項

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議するものとする。

更新作業に伴い取り外した機器等を据付する場合は、共通仕様書（施）第3章第7節から第12節及び第13章第10節によるものとする。

2. 据付調整

水中検出器に損傷を与えないよう取り外し、工場持込により整備を行うものとする。

整備実施後は、所定の位置に水中検出器の据付を行い、適正な表示となるように調整を行うものとする。

3. 既設備撤去

撤去した盤類等の発生材の処分方法等については、監督職員と協議し、処分方法の決定後に変更追加することがある。

第11章 総合試運転調整

1. 総合調整完了時、監督職員に現地試験データ及び調整結果の確認を受けるものとする。

第12章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（平成19年3月）及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならぬ。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」)によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第13章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 現場状況等により構造及び工法を変更する必要が生じた場合
2. 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
3. 設計諸元等条件変更に係るもの

4. 関連工事等との調整に係るもの
5. 水替え等仮排水が追加になった場合
6. 不可抗力によるもの
7. 建設資材廃棄物の処分に係るもの
8. 工事現場発生品の処分に係るもの
9. 関係機関等対外的協議によるもの
10. 放射性物質濃度等に関する事項の変更及び追加作業が必要になった場合
11. 既設備の点検結果等により、追加の整備等が必要になった場合
12. その他本仕様書に定めないもの

第14章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書（施）第1章1－1－27及び第1章1－1－29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R）正副2部

2. 契約後VE提案

（1）定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（2）VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（3）VE提案書の提出

- 1) 受注者は、（2）のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書(共通仕様書（施）工事関係書類（様式－6）の様式1～様式4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面(共通仕様書(施)工事関係書類(様式-6)の様式5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下「VE 管理費」という)を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) VE 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。

VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のVE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係種類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

4. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に2部を備え付けなければならない。

5. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点での設計変更ができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下、「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下、「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上金額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) 証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費
- 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

7. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、大柿ダム(取水設備、管理事務所)、川房川分水工、矢具野観測所（以下、「工事箇所」という）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2)ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擾音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化

- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 P R 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

10. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休日2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。
ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。
- ① 補正係数

	週単位の週休 2 日 〔 現場閉所 1 週間に 2 日以上 〕	月単位の週休 2 日 〔 現場閉所率 28.5% (8 日/28日)以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

② 補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて 4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15 年 2 月 19 日付け14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10 点を減ずるものとする。

1 1. 週休 2 日制の促進

本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

1 2. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日： 日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期間中の真夏日}}{\text{工期}} \div \text{工期間}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、W B G T を用いる場合は、W B G T が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} : 1.2$$

1 3 . CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

1 4 . 特殊勤務手当の支給状況の確認

特殊勤務手当の支給については次のとおりとする。

1) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項の規定に基づく原子力災害対策本部長指示により設定された帰還困難区域において業務に従事する作業員に対し、賃金に加え特殊勤務手当として、次の額を支給しなければならない。

ただし、帰還困難区域での作業と同程度の特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その賃金の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。

帰還困難区域 1 日あたり（屋外作業）6,600 円

（1日の作業時間が 4 時間に満たない場合は、60／100 を乗じた額）

2) 受注者は、帰還困難区域において業務に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第 15 条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう下請負人に周知するとともに必要な措置を講じなければならない。

3) 受注者は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことが確認できる賃金台帳等の写しを業務完了後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、賃金台帳等の提出にあたっては、賃金及び手当以外の情報については、不開示情報とする。

4) 本工事においては、下表のとおり特殊勤務手当を計上しており、安全管理仕様書第 5 条に示す管理簿を監督職員に報告した上で、実績により特殊勤務手当を変更する。

項目	単価	数量	備考
帰還困難区域内作業	6,600 円/人	6 人	外業、4 時間以上

5) その他

上記 1) から 4) に係る内容の詳細については、初回打合せにおいて監督職員と確認するものとする。その他不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

1 5 . 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災

農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

〔事業（務）所長〕

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第15章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
直接工事費（共通仮設費対象）				
I 大柿ダム工区				
1. 観測計器撤去工				
(1) 大柿ダム取水口昇降式濁度計撤去				
水中検出器撤去		式	1.000	
ラフタークレーン 吊上能力25t 吊		日	7.000	
昇降設備撤去		式	1.000	
(2) 運搬・処理費				
撤去機材運搬費		式	1.000	
撤去機材処理費		式	1.000	
2. ダム管理事務所 水質監視システム				
(1) ダム管理事務所 水質監視システム				
管理事務所 水質監視設備点検整備	調整を含む	式	1.000	
管理事務所 演算制御ユニット		台	1.000	
II 矢具野工区				
1. 流入河川観測計器点検整備				
(1) 観測計器点検整備工				
矢具野観測所機器点検整備		式	1.000	
機側測定制御用UPS		個	1.000	
特殊勤務手当		人	6.000	
III 川房川工区				
1. 観測計器撤去工				
(1) 請戸左岸幹線水質監視装置撤去				
機器撤去工（川房川分水工）		式	1.000	
(2) 運搬費				
撤去機材運搬費		式	1.000	
撤去機材処理費		式	1.000	
2. 仮設工				
(1) 仮設費				
分水槽内足場工		掛m ²	10.000	
安全費				
1. 安全費				
(1) 安全費				
安全費		式	1.000	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇地内
契約予定期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事の始期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 期	工事の始期から (〇〇〇日間) 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

※ 契約の締結までに提出すること。

※ 契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

帰還困難区域内における工事の作業安全管理に係る仕様書

1. 基本事項

(目的及び基本原則)

第1条 本仕様書は、帰還困難区域内における工事等作業について、放射線障害防止の観点から受注者の作業安全基準を定めるものであり、受注者は、作業員が電離放射線を受けることを出来るだけ少なくするように努めなければならない。

(作業の履行)

第2条 受注者は、帰還困難区域内における本工事の履行にあたって、「帰還困難区域への一時立入り実施基準（平成29年5月19日原子力災害現地対策本部）」に基づき、線量計及び防塵マスクを着用するものとするほか、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年12月22日厚生労働省令第152号）」、「除染等業務に従事する労働者の放射性障害防止のためのガイドライン（平成30年1月30日付け基発0130第2号）」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射性障害防止のためのガイドライン（平成30年1月30日付け基発0130第2号）」を遵守し、作業に当たらなければならない。

2. 作業環境の調査

(作業環境の調査)

第3条 受注者は、以下に掲げる項目について調査し、その結果を作業場所毎に記録しなければならない。

- (1) 作業場所における平均空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)
- (2) 土壤等の放射性物質濃度 (Bq/kg)

(空間線量率の測定)

第4条 前条(1)の平均空間線量率の測定は、以下により行うものとする。

- ① 測定場所
当日の作業場所ごと。
- ② 測定時期
当日の作業前（全作業日）。
- ③ 測定方法
放射線測定器により地上高さ1mの空間線量率を測定。
- ④ 測定頻度
1,000m²当たりに1箇所とし、測定は、四隅及び中心の計5回とし、平均値を平均空間線量率とする。
- ⑤ 記録様式
別紙－3－1により記録し、完成図書に添付する。

3. 外部被ばく線量の上限と管理の方法

(外部被ばく線量の上限及び管理方法)

第5条 受注者は、線量計により測定した作業員等の外部被ばく線量を適切に管理しなければならない。

(1) 外部被ばく線量の上限等

① 測定方法

個人ごとに携帯する線量計（平均空間線量率が $2.5 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 以下の場合は代表者で可）により測定。

② 測定頻度

作業日ごと。

③ 日当たりの外部被ばく量の上限

工事現場等における作業員等の1日の累積外部被ばく量の上限は、 $80 \mu \text{Sv}$ とする。

④ 年間の外部被ばく量の上限

工事現場等における作業員等の1年間の累積外部被ばく線量の上限は 12mSv とする。

なお、女性作業員等は、3ヶ月につき 3mSv を超えないようにしなければならない。

⑤ 過去5年間の外部被ばく量の上限

工事現場等における作業員等の過去5年間の累積外部被ばく線量の上限は、 100mSv とする。

⑥ 記録様式及び報告

本条(2)による。

【上限値の算定根拠】

① 1日当たりの上限値

当該区域において、1工事・業務を現場で1年間継続的に作業することは限りなくないに等しいと考えられるが、ここでは保守的に作業員等が1年間に複数工事・業務に連続して従事することを仮定。

$$\text{◆} 20 \text{mSv}/\text{年} \div 250 \text{日} (\text{年間作業日数}) = 80 \mu \text{Sv}/\text{日}$$

② 年間の上限値

作業員等が年間に被ばくする放射線量が年間 20mSv として、1日24時間に占める現場標準拘束時間（9時間）相当分を上限とする。

$$\text{◆} 20 \text{mSv}/\text{年} \div (9 \text{時間} + 15 \text{時間} \times 0.4) \times 9 \text{時間} = 12 \text{mSv}/\text{年}$$

女性の場合は、3ヶ月に 5mSv として、現場標準拘束時間の相当分

$$\text{◆} 5 \text{mSv} \div (9 \text{時間} + 15 \text{時間} \times 0.4) \times 9 \text{時間} = 3 \text{mSv}/3 \text{ヶ月間}$$

(2) 被ばく線量の管理、記録等

① 受注者は、作業員等の被ばく管理を行う者（以下「管理者」という）を選任すること。

② 作業に従事した作業員等の1日ごとの被ばく線量について、別紙-3-2に記録することとし、その都度、作業員等及び管理者の確認を得ること。

③ 管理簿は、30年間保存すること。

(3) 作業員等への通知

測定した被ばく線量は、作業員毎に通知すること。

(4) 監督職員への被ばく線量の報告

受注者は、1ヶ月ごとに管理簿の写しを監督職員へ送付し、作業員等の被ばく線量を報告すること。

なお、1日の外部被ばく線量の上限を超えた場合、直ちに監督職員及び監理技術者へ報告し、指示を受けること。

(スクリーニングの実施)

第6条 作業終了後は、退場前に人体のスクリーニングを行い、汚染基準を超えた場合は、除染をしなければならない。

【汚染基準】

測定方法：表面汚染密度測定

測定機器：表面汚染用サーベイメーター

測定基準：13,000cpm

基準を超えた場合の対応：基準以下となるよう洗身等除染を行う。

(健康診断の実施)

第7条 受注者は、現場条件により必要な健康診断を作業員等に受診させなければならない。

なお、受注者は、健康診断結果等を30年間保管するとともに、作業員等に診断等結果を通知しなければならない。

		土壤の放射性物質濃度	
		1万Bq/kg以下	1万Bq/kgを超える (特定汚染土壤等取扱業務)
空間線量率	2.5μSv/hを超える (特定線量下業務)	一般健診(年1回)	特殊健診(年2回) 一般健診(年2回)
	2.5μSv/h以下	—	一般健診(年1回)

4. 制限事項

(作業への従事制限)

第8条 次の作業員等については、作業に従事させてはならない。

(1) 妊娠中又は妊娠している可能性のある者及び授乳中の女性作業員等

(2) 第5条の(1)③、④又は⑤で規定する被ばく線量の上限に達した作業員等

(帰還困難区域からの退避)

第9条 次の場合は、作業を中止し、速やかに帰還困難区域から退避すること。

① 1日の作業における被ばく線量が80μSvに達した場合

② 福島第一原子力発電所の異常等緊急事態が生じた場合

(喫煙・飲食の禁止)

第10条 粉じんの吸入や経口摂取を防止するため、区域内において喫煙又は飲食をしないこと。

なお、熱中症予防等のために、やむを得ず水分を補給する場合にあっては、屋内または車内において摂取するものとする。

(作業にあたっての遵守事項)

第11条 被ばく線量ができるだけ少なくなるよう作業の効率化を図り、滞在時間を可能な限り短縮するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 保護資機材の着用

土壤を取り扱う作業の場合は、放射性物質の吸引及び汚染防止のため、土壤汚染濃度により、次の保護資機材を身につけること。

なお、防護服が破損した場合に備え、補修用のガムテープ等を携帯すること。

土壤汚染濃度 500,000Bq/kg超	土壤汚染濃度 500,000Bq/kg以下	土壤汚染濃度 10,000Bq/kg以下
<ul style="list-style-type: none">・内部被ばく線量管理・防護服・捕集効率95%以上の防塵マスク・ゴム手袋（綿手袋と二重）・ゴム長靴・雨合羽（雨天時）	<ul style="list-style-type: none">・捕集効率80%以上の防塵マスク・綿手袋・ゴム長靴	<ul style="list-style-type: none">・防塵マスク

(2) 粉じんの発生抑制措置

受注者は、あらかじめ、土壤等を湿潤な状態とする等、可能な限り粉じんの発生を抑制する措置を講じる。

(3) 立ち入りの範囲及び時間の調整

事前のモニタリング結果や当日の空間線量率等を踏まえながら、必要に応じ立ち入る範囲及び時間の調整を行うこと。

(4) 使用済み防護資機材の処理

スクリーニングの結果、汚染が確認された保護資機材については、ビニール袋を活用して密封するなど、汚染物質の拡散防止措置を講じた後、適切に処理すること。

5. 安全教育

(安全衛生教育の実施)

第12条 受注者は、特定線量下業務にあっては、作業の指揮者及び作業員等が作業に従事する前に、放射線ばく露の有害性、保護資機材の性能及びこれらの取扱方法に関する事項を含む安全衛生教育を実施しなければならない。

現場の空間線量率管理簿

1 工事現場概要

発注機関 例) 東北農政局	工事名 〇〇〇〇工事	工事場所 〇〇町大字〇〇地内	受注者名 (株) 〇〇建設	測定責任者 農林太郎
------------------	---------------	-------------------	------------------	---------------

2 作業内容及び被ばく線量等

延べ日数	年月日	作業内容	作業員数	測定位置	測定値 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)				
					1点目	2点目	3点目	4点目	5点目
(例1) R7.0.0	・表土削り取り ・土のう詰め	5人	〇〇幹線 区間〇	1.94	1.80	2.10	1.90	1.90	2.00
(例2) R7.0.0	・農道路盤削り取り ・土のう詰め	8人	〇〇水路 No.〇付近	3.46	3.50	3.60	3.20	3.30	3.70
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									

(注) 空間線量率の計測にあたっては、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(平成25年12月26日) 別紙5 平均空間線量率の測定・評価の方法」により実施すること。

(注) 別途、測定箇所を示した位置図を作成すること。

集計値	
①当該工事の累積空間線量	μSv
②1月当り(30日毎)の累積空間線量	μSv

立入者の被ばく線量等管理簿

1 従事する作業員

氏名 フリガナ	農林 太郎	性別 (男・女)	生年月日	S48.9.4	特記(妊娠の有無等)	—
本業務等従事以前の実効線量の累計	100 μSv	工事名	○○工事	所属 (元請名)	(株)○○建設 (●●◆◆JV)	

2 作業内容及び被ばく線量等

番号	現場責任者 氏名	作業從事 年月日	主な 作業内容	作業從事 場所 区域区分	作業從事時間 (昼夜のみ込)	日当り 累計の 実効線量 (μSv)	防塵マスク 計測結果 ト結果(cpm)	作業終了後 の健康状態 (自覚症状)	立入者 左記入力確認 (サイン又は押印)			個人測定 代表者測定	線量計携帯 個人測定	防護服 着用	ゴム手袋 着用	スクリーニング 実施	除染実施	管理者 チェック
									被 農 林	農 林	農 林							
(例1) ○○△□	H37.1.17	（よのう休憩） （△△地内 居）	（△△地内 居） （よのう休憩）	●●町木暮△△地内 居（△△地内 居）	8時間	36.5	36.5	—	—	異常なし	農林	○	○	農林	農林	農林	水塗	
(例2) ○○△□	H37.1.18	（よのう休憩） （△△地内 居）	（△△地内 居） （よのう休憩）	●●町木暮△△地内 居（△△地内 居）	9時間	18.5	55	—	—	異常なし	農林	○	○	農林	農林	農林	水塗	
1				居・帰														
2				居・帰														
3				居・帰														
4				居・帰														
5				居・帰														
6				居・帰														
7				居・帰														
8				居・帰														
9				居・帰														
10				居・帰														
11				居・帰														
12				居・帰														
13				居・帰														
14				居・帰														

(注) 区域区分は、作業從事場所が居住制限区域、または、帰還困難区域であることを示すぞこ。

令和7年度 直轄農業水利施設放射性物質対策事業

大柿ダム等水質監視システム観測計器撤去その他工事

図面目録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	水質監視システム構成図	1	
3	大柿ダム一般平面図	1	
4	大柿ダム取水設備 機器配置図	1	
5	大柿ダム取水設備 インクライイン設備構造図	1	
6	大柿ダム取水設備 昇降設備配置詳細図	1	
7	大柿ダム取水設備 水中検出器（昇降式）構造図 1	1	
8	大柿ダム取水設備 水中検出器（昇降式）構造図 2	1	
9	矢具野水位観測局 構造図 1	1	
10	矢具野水位観測局 構造図 2	1	
11	川房川分水工 構造図 1	1	
12	川房川分水工 構造図 2	1	
13	大柿ダム管理事務所 操作室機器配置図	1	
計		13	